

議第153号から議第157号まで

指定管理者の指定について（都市計画局関係）

指定管理者を次のように指定する。

平成24年11月26日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

議案番号	公の施設の名称	指 定 管 理 者	指定期間
153	京都市醍醐駐車場	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1 京都醍醐センター株式会社	平成25年4月1日から平成29年3月31日まで
154	京都市嵯峨鳥居本町並み保存館	京都市右京区嵯峨鳥居本仙翁町17番地 嵯峨野保勝会	同 上
155	京都市醍醐交流会館	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1 京都市醍醐交流会館コンソーシアム	同 上
156	京都市久我の杜生涯学習プラザ	京都市伏見区久我東町216番地 久我の杜生涯学習プラザ管理運営協議会	同 上
157	京都市景観・まちづくりセンター	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	同 上

提案理由

京都市醍醐駐車場ほか4施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定す

る必要があるので提案する。